平成２２年（フ）第１５号
長野県安曇野市穂高6092番地２
債務者　中村美智代
１　決定年月日時　平成22年２月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第３２９５号
愛知県海部郡七宝町大字川部字二屋敷６番地リッチ七宝―301号
債務者　板垣　麻子（旧姓黒澤）
１　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３７号
名古屋市西区浮野町15番地
債務者　近藤　景子
１　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３８８号
愛知県豊橋市嵩山町字下角庵51番地の31
債務者　エルアイピーこと　小野寺　工
１　決定年月日時　平成22年２月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第３８９号
愛知県豊橋市嵩山町字下角庵51番地の31
債務者　小野寺紀代美
１　決定年月日時　平成22年２月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第７００号
兵庫県姫路市広畑区才1034番地13ラトゥール広畑201号、従前の住所兵庫県姫路市青山南１丁目２番６―104号
債務者　清水　幸夫
１　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第８０７号
兵庫県姫路市網干区垣内本町1649番地１　合田アパート１
債務者　石田喜代江
１　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第１７２２号
広島市西区庚午中４丁目21番26―1002号
債務者　沖田奈緒樹
１　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７号
広島市東区戸坂新町２丁目12番25―518号東浄アパート
債務者　濱田美矢子
１　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５１号
広島市南区比治山本町５番30―202号
債務者　正法地真由美
１　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０７号
広島市安佐北区可部南２丁目４番14―４号
債務者　中村　春佳
１　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８４１号
高知県土佐市高岡町乙3200番地10
債務者　池田　享子
１　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８４２号
高知県土佐市高岡町乙3200番地10
債務者　池田　俊宏
１　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８４３号
高知県土佐市高岡町乙3200番地10
債務者　池田　水穂
１　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８４４号
高知県土佐市高岡町乙3200番地10
債務者　池田　泰子
１　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１０６９号
広島県東広島市黒瀬町楢原413番地21、住民票上の住所高知市重倉1598番地61
債務者　佐伯　雅子
１　決定年月日時　平成22年２月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１０７２号
高知県吾川郡いの町加田1441番地
債務者　田村佐知恵
１　決定年月日時　平成22年２月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１０７３号
高知県吾川郡いの町加田1441番地
債務者　田村すみえ
１　決定年月日時　平成22年２月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
高知地方裁判所破産係